

## 17 有機フッ素化合物対策の推進

### 1 環境基準の速やかな設定

#### 【提案内容】

提出先 環境省

有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOA（PFOS等）について、国民の安全安心を確保するため、公共用水域及び地下水の環境基準を速やかに設定すること。また、土壤汚染に係る評価指標の検討も進めること。

#### ◆現状・課題

国はPFOS及びPFOAの水道水質基準を令和8年4月に設定したが、これまで、水道水質基準の設定から環境基準が設定されるまでには概ね2年以上の期間を要しており、PFASによる水質汚染への社会的関心が高まっている現状を踏まえると、環境基準のより速やかな設定が必要である。また、土壤汚染により公共用水域又は地下水の水質汚濁が生じていると推定されるケースがあることから、土壤汚染に係る評価指標の検討も必要である。

#### ◆実現による効果

環境基準等が設定されることにより、PFOS等に関する人の健康の保護及び生活環境の保全に向けた施策のより一層の推進が期待される。

(神奈川県担当課：環境農政局環境課)

### 2 有機フッ素化合物を含む泡消火薬剤への対策

#### 【提案内容】

提出先 総務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

PFOS等を含む泡消火薬剤が新たに環境中に排出されることを未然に防止するため、当該薬剤の使用及び保管を原則禁止するとともに、その実行性を確保するため、PFOS等を含まない泡消火薬剤への代替費用を助成する制度を創設すること。

#### ◆現状・課題

PFOS等は、ストックホルム条約で製造や使用が制限等され、国内でも化学物質審査規制法によって製造・輸入が原則禁止されているものの、規制前に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤は、今でも火災時の使用が認められ、その際の環境中への排出も禁止されていない。

また、火災以外の事故等によりPFOS等を含む泡消火薬剤が河川等に流出する事例も全国各地で発生しており、令和5年12月には東京都町田市内の駐車場から流出したPFOS等を含む泡消火薬剤が境川を通じて本県に流入し、流域市が河川の水質調査を実施するなど県域を越える広域的な対応が必要となった。

環境省や本県が行った調査の結果、市中には未だに多くのPFOS等を含む泡消火薬剤が保管されていることが判明しており、環境中への排出を防止するためには、PFOS等を含まない泡消火薬剤への代替を促進することが重要である。

一方で、PFOS等を含む泡消火薬剤が代替されずに残っている主な要因としては、法令で使用が禁止されていないこと及び代替工事にかかる費用負担が大きいこと等が挙げられる。令和8年3月の消防法施行規則の一部改正により、PFOS等を含まない薬剤に変更する際の技術的基準が緩和され、代替はある程度進みやすくなるが、特に中小規模の施設管理者等にとって負担は依然として大きいと考えられることから、代替を促進するためには法令による使用等の規制と代替費用の助成制度が必要である。

表 PFOS等を含む泡消火薬剤の在庫量 (単位) リットル

	PFOS等含有 薬剤の合計	消防 機関	空港	自衛隊 関連施設	石油コン ビナート	その他 (駐車場等)
県内	167,558	3,730	0	1,400	41,160	※ 121,268
全国	2,088,923	117,897	98,079	39,760	831,320	1,001,867

備考：環境省「令和6年度PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査結果」から抜粋

なお、※印の数値については、令和6年度の本県独自調査と令和7年度の環境省と本県で共同実施した泡消火薬剤の保有状況調査の結果を元に算出

#### ◆実現による効果

PFOS等を含む泡消火薬剤の使用等を規制し、PFOS等を含まない薬剤への代替を確実に進めることにより、環境中への新たな流出と健康被害を未然に防止できる。

(神奈川県担当課：環境農政局環境課)

## 3 最新の科学的知見の更なる収集及び整理

### 【提案内容】

提出先 内閣府、環境省

PFOS等について、海外では我が国の水道水質基準値より厳しい値を設定した事例があることを踏まえ、最新の科学的知見の更なる収集及び整理を速やかに行うこと。また、その結果を踏まえて、必要に応じて水道水、公共用水域及び地下水の水質評価指標の設定や見直しを行うとともに、リスクコミュニケーションの充実等の対応をより一層推進すること。

#### ◆現状・課題

米国では、令和6年4月に新しい第一種飲料水規則における基準値（PFOS：4ng/L、PFOA：4ng/L）が示された。一方、現在の我が国の水道水質基準値並びに公共用水域及び地下水の水質指針値はPFOS及びPFOAの合計で50ng/Lであること等が、飲料水の安全安心に対する懸念材料となっている。

現在の我が国の水質評価指標（50ng/L）は、令和6年の内閣府食品安全委員会の評価書の中では「評価に使用できる情報が現時点では不十分であり、今後の知見の集積により、新たに検討が必要となる可能性はあり得る。」としていることから、最新の科学的知見の収集及び整理を速やかに行う必要がある。

また、その結果を踏まえて、水質評価指標の設定や見直しの必要性を検討するとともに、諸外国の水質評価指標との違いや最新の科学的知見の収集状況について国民により分かり易く説明する等、国民の安全安心確保のための対応をより一層推進していく必要がある。

#### ◆実現による効果

化学物質による健康リスク評価を迅速に行うことにより、許容できないリスクが判明した際の影響を低減でき、国民の安全安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：環境農政局環境課)